

ここ数年「着地型旅行」ががぜん注目を浴びている。旅行とまで言えない簡単なものも含めれば、「地域発観光プログラム」といった意味合いだ。

二〇一三年（平成二十五年）四月には観光庁「観光産業政策検討会」が「世界最高・最先端の観光産業を目指して」という提言の中で「高付加価値型・需要創出型サービスの定着・拡大等」と題して「着地型旅行のさらなる拡大」を図るべきことを謳った。

二〇一四年（平成二十六年）二月には和歌山で第一回地旅博覧会なる着地型旅行の展示会が開かれ、同年五月には観光産業政策検討会の提言を受けた観光庁「旅行産業研究会」が「旅行産業の今後と旅行業法制度の見直しに係る方向性について」と題する報告書の中で、「着地型旅行の普及に向けた商品造成の促進・販売経路の拡大」を謳っている。

実際に国土交通省（現観光庁）は、二〇〇七年（平成十九年）五月十二日に旅行業法施行規則を改正し、第三種旅行者の業務範囲を拡大し営業所所在地の隣接市町村に限定して募集型企画旅行の実施を可能にした。

二〇〇八年（平成二十年）七月二十三日には「観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する法律」（観光圏整備法）が施行され、観光圏内の宿泊事業者が登録を要せずに旅行者代理業を営むのを可能にし（沖縄・奄美群島にも同様の制度）、二〇一三年（平成二十五年）四月一日には地域限定旅行業という着地型旅行を専門に扱う事業者を想定した新区分を旅行業法施行規則の改正により創設した。

地域に根差した 旅行業とガイド事業者への期待

弁護士 三浦 雅生

こうした行政の矢継ぎ早のバックアップにもかかわらず、地域発観光プログラムが売れていないというのが現状である。この深刻な状況を踏まえて、本誌が「売れるとは」どういうことをテーマに特集を組んで探ろうとしている。

着地型振興を目指した旅行業法制の規制緩和も、これ以上は全体の体系をゆがめる弊害もあり、根本的議論なしに進めることには限界がきている。今後は制度改正に頼るのではなく、地域に密着した旅行者が一番地域を理解しているという地域発の原点に返り、かつ、旅行業とは宿泊、運輸、ガイドといった旅行サービス提供事業者のまとめ役であることを自覚して、地域の旅行者が中心となって、地域ごとに連携組織を作っていく努力が求められている。併せて、全国に流通販売のネットワークを有する旅行会社との連携をすすめていくことも模索するとよいだろう。

その際重要なのは、宿泊事業者・ガイド事業者との連携である。観光庁が旅行業のハードルを下げていったのも、宿泊事業者を通じての地域発旅行商品の消費者への販売を意図していたように、宿泊事業者とガイド事業者は時間的、空間的に消費者と密な接点を持っているので、販売経路として欠かせないルートである。

ガイド事業者の横の組織づくりも欠かせない。ガイド事業者のみは全国的な同業者団体がなく孤立している。共同してより安全で快適な地域発観光プログラムの造成、販売を促進するという意味で、ガイド事業者の組織化が望まれる。

（みうら まさお）